　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

　当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

　　令和７年５月29日

　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪府知事　吉村　洋文

１　届出の概要

　(1)　大規模小売店舗の所在地及び名称

　　　 富田林市若松町西三丁目1424番１ほか

　　　 コメリハード＆グリーン富田林店

　(2)　大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

　　　 新潟県新潟市南区清水4501番地１

　　　 株式会社コメリ

　　　 　代表取締役　捧　雄一郎

　(3)　変更しようとする事項

　　ア　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

　　　（変更前）2,392平方メートル

　　　（変更後）2,784平方メートル

　　イ　駐車場の位置及び収容台数

　　ウ　駐輪場の位置及び収容台数

　　エ　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

　　オ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

　　カ　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

　(4)　変更する年月日

　　 (3)アからウまでに掲げる事項　令和８年１月８日

(3)エからカまでに掲げる事項　令和７年７月14日

２　届出年月日

　　令和７年５月７日

３　届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

　(1)　縦覧の期間

　　　 令和７年５月29日から同年９月29日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

　　　 富田林市桜ケ丘町２番８号

　　　 富田林市産業部商工観光課

４　意見書の提出先

　　〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　（TEL（06）6210-9496）

　　大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課